

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 外 1 - 6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 1月10日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役  
(Managing Director)  
ジョン・ロドニー・チャンドラー  
(John Rodney Chandler)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2065 ニュー・サウス・ウェールズ州  
セント・レオナルド パシフィック・ハイウェイ207 レベル9  
(Level 9, 207 Pacific Highway, St Leonards, New South  
Wales 2065 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 広 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之  
同 青 木 俊 介  
同 山 元 貴 恵

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1385

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 2,840万豪ドル

( 株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年 1月 9日現在の東京外国為  
替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 豪ドル = 77.73円の換  
算レートで換算した円貨相当額は22億753万2,000円である。 )

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成30年2月1日
効力発生日	平成30年2月9日
有効期限	平成32年2月8日
発行登録番号	30 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円

## 【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外1-1	平成30年2月23日	259億7,245万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-2	平成30年5月11日	40億7,352万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-3	平成30年5月11日	25億2,713万7,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-4	平成30年5月11日	75億547万5,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-5	平成30年8月27日	304億1,903万9,000円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		704億9,762万9,000円	減額総額	0円

## 【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 3,295億237万1,000円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部 【証券情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2023年1月19日満期 豪ドル建社債に関する情報  
>

(注1) 本書中の「T F A」とは、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド(A B N 48 002 435 181)を、「グループ会社」とはT F A及びT F Aが支配する会社からなる経済的主体を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、  
・「豪ドル」はオーストラリアの法定通貨を指し、  
・「円」は日本国の法定通貨を指す。

### 第1 【募集要項】

該当事項なし

### 第2 【売出要項】

#### 1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	2,840万豪ドル
売出価額の総額	2,840万豪ドル
利率	年率2.40%

#### 2 【売出しの条件】

社債の概要

##### 1 利息

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年1月25日（当日を含む。）から2023年1月19日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月19日及び7月19日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額10,000豪ドルの各本社債につき120.00豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2019年7月19日に、2019年1月25日（当日を含む。）から2019年7月19日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額10,000豪ドルの各本社債につき116.00豪ドルとする。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

TOYOTA FINANCIAL SERVICESのロゴ、発行会社の名称、本社債の名称並びに売出人及び売出取扱人の名称が、本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書の表紙に記載される。

以下の文言が、発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「(注)発行会社は、平成30年12月19日付及び平成30年12月21日付で「トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2023年1月19日満期 ニュージーランドドル建社債」及び「トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2023年1月19日満期 米ドル建社債」の各売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る発行登録追補目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。」

「本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国財務省規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)及びこれに基づき公表された合衆国財務省規則において定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold in the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons unless the Notes are registered under the Securities Act, or an exemption from the registration requirements of the Securities Act is available. Terms used in this paragraph have the meaning given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. Treasury regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986, as amended and Treasury regulations promulgated thereunder.」

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成30年3月期） 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日  
平成30年7月2日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書  
平成30年9月中間期 自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日  
平成30年12月21日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

該当事項なし

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

#### 7 【訂正報告書】

該当事項なし

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成31年1月10日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るT F Aの判断に変更はない。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

## 第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。